

大気基準適用施設に係る測定結果

【注】未報告施設: 令和4年度に報告期限が到来したにも関わらず年度末までに報告がなかった施設(令和5年8月1日までに報告のあったものについては測定結果を記載)

【注】「-」は構造上、又は排出量等で測定できないもの

施設番号1~21: 廃棄物焼却炉(令別表第一第5号のうち、廃棄物処理法対象)

施設番号22~44: 廃棄物焼却炉(令別表第一第5号のうち、小型焼却炉等^{※1})

施設番号: 45, 46: アルミニウム合金製造炉

休止施設

施設番号	工場・事業場の名称	R4年度 未報告施設 (R5.4.1~8.1までに報告された施設を含む)	設置年月	施設規模		排出ガス測定結果			ばいじん測定結果			燃え殻等測定結果			報告受理年度	備考
				焼却能力 (kg/h)		試料採取日	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 (ng-TEQ/m ³ N)	試料採取日	試料種別	ばいじん等濃度 (ngTEQ/g)	試料採取日	試料種別	燃え殻等濃度 (ngTEQ/g)		
24	株式会社井中組		H8.8.21	④	193	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
25	中部クリーンセンター		H4.1.20	③	1028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
26	天神浄化センター		H9.7.8	③	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
27	鳥取県倉吉家畜保健衛生所		H23.1.13	④	160	R4.11.17	0	5	R4.11.15	ばいじん	0.61	R4.11.17	焼却灰	0	4年度	
28	有限会社清栄		H15.9.18	④	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
29	有限会社小巖建材		H11.5.1	④	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
30	株式会社鳥取県食肉センター		H15.3.5	④	195	R4.9.28	0.062	5	-	-	-	R4.9.28	燃え殻	0.012	4年度	
31	有限会社内田重機		H9.8.30	④	190	-	-	10	-	-	-	-	-	-	休止	
32	大橋産業有限公司	●	R4.2.3	④	186	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	
33	内浜処理場		S50.5.31	③	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
34	米子浄化場		H2.12.1	③	1500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
35	有限会社 荒濱建築工務店		H4	④	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
36	有限会社 永田組		H14.2.13	④	193	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
37	有限会社 安部運送		H9.11.15	④	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
38	有限会社 北村建材		H14.7.1	④	193	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
39	有限会社 藤原建材		H10.10.31	④	188	R4.12.27	0.33	10	R4.12.27	ばいじん	0.024	R4.12.27	焼却灰	0.025	4年度	
40	鳥取県西部家畜保健衛生所		H25.1.4	④	150	R5.1.26	0	5	R5.1.26	ばいじん	1.4	R5.1.26	焼却灰	0	4年度	
41	鳥取県農林総合研究所中家畜試験場		H17.11	④	103	R4.7.5	0.032	5	R4.7.5	ばいじん	0.88	R4.7.5	燃え殻	0	4年度	
42	ファロスファーム 株式会社		H15.12.26	④	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
43	久大建材株式会社 米子支店		H26.1.31	④	194	R4.11.8	0.0240	5	R4.11.9	ばいじん	0.011	R4.11.9	燃え殻	0	4年度	
44	名和食鶏(有)堆肥場		H30.2.15	④	192	R4.5.30	0.044	5	R4.5.30	ばいじん	0.017	R4.5.30	燃え殻	0	4年度	
45	株式会社 片木アルミニウム製作所 大山工場		H15.2.27	-	4000	R4.6.20	0.079	5	-	-	-	-	-	-	4年度	
46	株式会社 片木アルミニウム製作所 大山工場		H15.2.27	-	4000	R4.6.29	0.038	5	-	-	-	-	-	-	4年度	

※1 下水汚泥の焼却にかかる焼却炉は規模が大きいが、廃棄物処理法の対象外の焼却炉

R4年度の廃止施設一覧

一	大橋産業有限公司	H7.8	④	156
---	----------	------	---	-----

特定施設の種類の	焼却能力	新設炉基準 (ngTEQ/g)	既設炉基準 (ngTEQ/g)	施設数 (新規を含み、廃止を除く)	施設数 (東部、中部、西部別) *東部は4町が対象 (鳥取市内は含まない)
アルミニウム合金製造炉	-	1	5	2	西部(2)
廃棄物焼却炉	① 4t/h以上	0.1	1	3	中部(2)、西部(1)
	② 2t以上~4t/h未満	1	5	4	西部(4)
	③ 200kg/h~2t/h未満	5	10	18	東部(1)中部(3)西部(14)
	④ 200kg/h未満			19	中部(4)西部(15)

注1) 既設炉基準は、H12.1.14以前に設置された炉に適用。(注2のただし書き施設を除く)

注2) 新設炉基準は、H12.1.15以後に設置された炉に適用。

(ただし、H9.12.2以降に設置された廃棄物焼却炉のうち、火格子面積2m2・焼却能力200kg/h以上のものにも適用される。)

廃棄物焼却炉に係るばいじん、燃え殻等処理基準 (ngTEQ/g)
3

注) 既設炉基準適用施設から排出される煤塵等をセメント固化、薬剤処理又は酸抽出により処分する場合に限り、処理基準は適用されない。

水質基準適用施設に係る測定結果

番号	工場・事業場の名称	未報告	特定施設種類		測定結果			備考
					試料採取日	排水濃度 (pg-TEQ/L)	適用基準 (pg-TEQ/L)	
1	王子製紙米子工場		1	パルプ製造塩素漂白施設	R4.12.14	0.0012	10	
2	内浜処理場		18	下水道終末処理施設	R4.7.4	0.000096		
3	皆生処理場		18	下水道終末処理施設	R4.7.4	0.000084		

施設番号	特定施設の種類
1	パルプの製造の要に供する漂白施設
18	下水道終末処理施設(特定施設から排出される汚水进行处理するものに限る)